



平成 24 年 3 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社船井財産コンサルタンツ
 代表者名 代表取締役社長執行役員 蓮見 正純
 (コード番号 8929 東証マザーズ)
 問合せ先 管理本部 副部長 水島 慶和
 (TEL 03-6439-5800)

商号の変更に伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 3 月 6 日開催の取締役会において、平成 24 年 3 月 28 日に開催予定の第 21 回定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、商号変更について決議するとともに、「定款一部変更の件」を同総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、平成 23 年 9 月 17 日に創業 20 周年を迎え、新しい時代のニーズに応えられる会社に成長することを目指して、商号を変更いたします。

2. 新商号

株式会社青山財産ネットワークス (英文名: Aoyama Zaisan Networks Company, Limited)

3. 変更日

平成 24 年 3 月 28 日開催予定の当社第 21 回定時株主総会において承認されることを条件として、平成 24 年 7 月 5 日に効力が生じるものといたします。

4. 定款変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行	変更案
(商号) 第 1 条 当社は、 <u>株式会社船井財産コンサルタンツ</u> と称し、英文では <u>FunaiZaisanConsultants Company, Limited</u> と表示する。 (新設)	(商号) 第 1 条 当社は、 <u>株式会社青山財産ネットワークス</u> と称し、英文では <u>Aoyama Zaisan Networks Company, Limited</u> と表示する。 <u>附則</u> <u>第 1 条 (商号) の変更は、平成 24 年 7 月 5 日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は、第 1 条の変更の効力発生後削除されるものとする。</u>

5. 日程 (予定)

- ・ 第 21 回定時株主総会 平成 24 年 3 月 28 日
- ・ 定款変更の効力発生日 平成 24 年 7 月 5 日

以上